

地域貢献活動休暇の新設について

職員が地域の中で多様な経験を積むことは、様々な情報を住民と共有しながら、住民の立場で考え、行動する能力の向上につながるものと捉えている。

本市ではこれまで、新任職員研修において、市民協働の意識付けや地域活動への積極的な関わりを指導しているほか、職員の人事評価制度においては、地域活動への積極的な参加を評価項目として設けている。

このたび、地域における担い手不足の一助となる職員の活動を応援するとともに、職員の地域活動への参加を促進することを目的に、特別休暇として地域貢献活動休暇を新設するもの。

1 地域貢献活動休暇の対象となる活動

射水市内の地縁による団体（地域振興会、自治会・町内会等）が実施する活動に当該団体の構成員として従事する活動及び射水市内で行われる地域行事の担い手（曳山祭、獅子舞等（準備等に従事する場合も含む））として従事する活動

2 報酬を受領する場合

報酬を得て行う活動については、別途、地方公務員法第38条（営利企業への従事等の制限）に規定する任命権者の許可を受けなければならない。

3 休暇の付与日数等

一の年において5日の範囲内の期間（1日又は1時間単位で取得）

4 運用開始

令和8年10月1日